

平成 23 年 11 月 16 日

エコアクション 2 1 審査人倫理規程に反し不適切な行為を行った  
エコアクション 2 1 審査人の処分及び今後の対応について

一般財団法人 持続性推進機構  
エコアクション 2 1 中央事務局

エコアクション 2 1 審査人倫理規程に反し、不適切な行為を行ったエコアクション 2 1 審査人 A に対して、エコアクション 2 1 審査人倫理委員会の審議結果に基づき、以下のような処分を行いましたので、これを公表します。

エコアクション 2 1 中央事務局は、私どもが認定した審査人が不適切な行為を行ったことを深く遺憾とし、関係の皆様にお詫び致します。

今回、このような事態が発生したことを踏まえ、今後、審査人に対する倫理教育を徹底し、その再発防止に努めて参ります。

記

**処分対象者：**エコアクション 2 1 審査人 A（以下「A」という）

**処分内容：**エコアクション 2 1 審査人の認定・登録の一年一ヶ月間の一時停止

（一時停止期間：平成 23 年 1 月 1 日より平成 24 年 1 月 30 日まで）

A より『エコアクション 2 1 審査人倫理規程に違反する行為があったことを具体的に反省し、エコアクション 2 1 中央事務局が制定している、あるいは制定する規程、内規等を、今後、遵守する旨を誓約する』文書が提出されるとともに、事業者から受領した指導料、事業者が支払った飲食代金を返金したことから処分を軽減した。

**処分理由：**

**1 . 前提となる事実**

- (1) A は、平成 21 年度 市自治体イニシアティブ・プログラムに参加した事業者の審査を担当審査人として担当したが、平成 22 年 3 月に同社の担当審査人として選任された直後、同社担当者を外部に呼び出し、自身による有料のコンサルティングを自ら働きかけ、これを了承させ、書類審査実施前にコンサルティングを実施し、その指導料、交通費を受領した。
- (2) A は、平成 21 年度 市自治体イニシアティブ・プログラムに参加した複数事業者の担当講師を務めたが、うち 2 事業者に対し、プログラムの担当事務局への連絡、許諾なく、個別に各事業者の担当者を外部に呼び出し、自身による有料のコンサルティングを自ら働きかけ、その際の飲食代を各事業者に負担させ、このことについて事業者から担当事務局へ苦情が寄せられた。

**2 . エコアクション 2 1 審査人倫理規程への抵触**

エコアクション 2 1 審査人倫理規程（平成 21 年 7 月 1 日一部改正版、以下「倫理規程」という）の第 3 - 2 項「審査対象の制限」及び第 5 - 3 項「指導・助言を行っ

た事業者の審査の禁止」では、「指導・助言等のコンサルティングにあたって、報酬等の受領の有無に関わらず、その行為が指導・助言である場合は、当該事業者の審査を担当してはならない」、「審査人又は審査人と利害関係を有する者、あるいは審査人が所属する組織が、過去3年以内に、報酬等の受領の有無に関わらず、指導・助言等のコンサルティングに該当する行為（受審事業者の、環境への取組及び環境経営システムの構築・運用に参画・協力すること）を行った事業者の審査を行ってはならない」と規定している。

また第3 - 6項「指導・助言等のコンサルティングについての報告」では、「審査人は、事業者に対して指導・助言等のコンサルティングを行った場合は、事業者が登録審査の申込を行うまでに、事業者からの報酬等の受領の有無に係わらず、コンサルティングを行った旨を必ず担当事務局に報告しなければならない。」と規定している。

さらに倫理規程の第5 - 4項「職権乱用」では、「審査人の職権、地位、肩書きを利用した商行為又は斡旋の行為、あるいは便宜供与の依頼及び授受等をしてはならない」と規定している。さらに、倫理規程の第2項では、審査人の行動規範として、「審査専門性及び事業者からの信頼を増進すること」、「利害関係者からの一切の便宜供与を受けないこと」及び「エコアクション21認証・登録及び審査マニュアルの内容を理解し、遵守すること」を規定している。

併せて第5 - 1項「報酬及び贈答品等受け取りについて」及び第5 - 2項「審査における便宜供与について」では、「いかなる場合にあっても、審査を担当した受審事業者（審査の申込前を含む）及びその関係者（関係会社を含む）より、審査費用及び審査に必要な旅費を除いて報酬等を受け取り、あるいは金品、商品券、贈答品等の供与を受けてはならない」、「いかなる場合にあっても、審査を担当した受審事業者及びその関係者（関係会社を含む）より、あらゆる種類の便宜供与を受けてはならない」、「受審事業者及びその関係者より、飲食及び宿泊の供与、接待を受けてはならない」と規定している。

- (1) Aは、倫理規程のもと、このような行動規範に従い、審査人を務める事業者に対し、自治体イニシアティブ・プログラムでの指導を経てなお事業者の取り組みが不十分であると認識していたのであれば、「エコアクション21環境経営システム・環境活動レポートガイドライン」の要求事項、及び「エコアクション21認証・登録及び審査マニュアル」の規程に照らして、書類審査での指摘だけでは十分な改善が難しいと判断し、受審事業者の担当者と直接面談（あるいは訪問）しての指導・助言を行う場合は、受審事業者の了解を得た上で、現地審査計画書の日程等の修正を行い、現地審査に先だって現地予備審査を行い、必要な指導・助言を行うべきであった。しかしながら、Aは、審査人として選任された直後、書類審査を実施する前に事業者の担当者呼び出し、事業者の不安を煽り、自身による有料のコンサルティングを自ら働きかけ、これを実施し、かつその事実を担当事務局に報告せず、審査を行った。このことは、Aが、エコアクション21認証・登録及び審査マニュアルの内容を理解、遵守し、かつ事業者からの信頼を増進するよう行動すべきところ、こうした対応をしなかったと評価せざるを得ず、倫理規程の第2項「審査人の行動

規範」及び、第3 - 2項「審査対象の制限」、第5 - 3項「指導・助言を行った事業者の審査の禁止」並びに第3 - 6項「指導・助言等のコンサルティングについての報告」に抵触していると判断できる。

- (2) Aは、自治体イニシアティブ・プログラムで自身が担当講師を務めた事業者の担当者を飲食店に呼び出し、自身による有料のコンサルティングを自ら働きかけ、その際に飲食代を負担させた。このことは、審査人としての職権、地位、肩書きを利用した商行為、便宜供与の接受を行ったと評価せざるを得ず、よってAは、倫理規程の第2項「審査人の行動規範」、第5 - 1項「報酬及び贈答品等の受け取りについて」、第5 - 2項「審査における便宜供与について」及び第5 - 4項「職権乱用」に抵触していると判断することが妥当である。

よって、Aに対して、処分内容記載の処分とする。

以上